

ISAR GETRIEBETECHNIK GMBH & CO. KG – 販売および配送に関する一般条件 (GTC)

企業、公法上の法人、連邦政府の特別資産との取引の場合

1. 一般取引条件

本書に定める一般取引条件 (GTC) は、ISAR GETRIEBETECHNIK GMBH & CO. KG (以下「当社」といいます。) によるすべての購入契約及びその他の注文、その他類似業務及びこれに付随する業務を含む約定業務並びにその他当該約定契約の履行に関連して発生する付随義務のすべてに対して適用されるものとする。

顧客の契約条件からの逸脱、矛盾、または補足的な条件は、たとえそれが承知されていたとしても、取引条件に含まないものとする。それらの有効性が明確に書面に記載されている場合はこの限りではない。当社の一般条件と異なる、反する、または補足的な顧客の利用規約は、特に当社からの異議の申し立てが無い場合、あるいは当社がそのような顧客の利用規約を承知していた上でサービスを提供した場合であっても、当社を拘束することはないものとする。

2. 申込～契約締結～申込書類

顧客からの注文は法的拘束力のある依頼であり、当社は 2 週間以内に注文確認書を送付するか、注文された製品を配送することにより注文の受付と完了とする。

当社が以前に提出した見積りには拘束力はないものとする。

当社は、当社の文書およびすべての文書に対する所有権と著作権を保持する。当社の書面による明確な同意がない限り、これらの文章を第三者に開示・提供することはできない。契約が成立しなかった場合でも、当社から要請があった場合は速やかに契約に関する書類の返還をするものとする。契約書の悪用には賠償が義務付けられる。

見積書、特にイラスト、図面、重量、寸法、その他は通常、当社によって明確にその旨が記載されていない限りにおいて拘束力を持たない。見積りは基本的に拘束力を持たない。

口頭による説明、保証、付随的な合意および変更は、当社がその旨を書面により明確に了承した場合のみ有効とする。

3. 納品範囲

他の合意が明確に書面で締結されていない限り、納品は注文時に有効な DIN 規格の品質、デザイン、寸法、あるいは当社が提供した見本に準拠するものとする。

プロトタイプおよび特殊ギヤユニットは、事前に明確な取り決めがあった場合のみ、納入前に負荷テストを行うものとする。

4. 価格について

合意された価格は常に、工場渡し時の製品価格(消費税抜き)とし、製品価格には、法定消費税が加算される。

消費税は請求書発行日の請求書に別途記載される。この場合、工場での積み込みは含むが、製品の梱包は含まれないものとする。

合意された契約価格は法的拘束力を持つ。

ただし、契約締結から納品までの間に、市場価格の値上がり、サービスの提供に關与する第三者から請求される料金が値上げされた場合の料金や、契約対象の調達または製造コストの上昇分を値上げした料金を価格に反映させる権利を有する。

値上げ幅が当初合意した価格の 20% を超える場合、顧客は本契約を撤回する権利を有する。顧客が契約を撤回する場合、当社からの値上げの通知後直ちに契約は撤回されなければならない。

5. お支払いについて

支払いは、債務免除の効果を持つ当社への支払いに限るものとする。

当社の代理人およびその他の従業員は、書面による回収権限がない限り、支払いを受領する権利やその他の規定に関する権限を有さない。

別段の合意がない限り、支払いは以下の通り割引なしで行われるものとする。

(a) 機械および付属品の納入

注文確認書の受領時に代金の3分の1を頭金として支払い、納品時に代金の3分の1を支払う。製品引渡し後30日以内に残りの代金の3分の1を支払う。

(b) スペア部品・消耗品の納入、請負業務

請求書受領後、10営業日以内にドイツ連邦共和国において法定通貨として認められている通貨で、全額を支払う。

(c) 製品の配送

請求書受領後、30営業日以内にドイツ連邦共和国において法定通貨として認められている通貨で、全額を支払う。

支払期限を超過した場合、顧客の支払不履行とみなす。

当社は、以下の権利を留保する。

当社の他のすべての権利にかかわらず、顧客は不履行期間中、ドイツ民法第247条に従う基準利率を上回る年利率8%の遅延利息を支払わなければならない。当社は顧客に対してより高い遅延利息損害を立証し賠償を請求する権利を留保し、また同様に顧客もより低い損害を論証する権利を留保する。

顧客の支払の留保や反対債権の相殺は、反対債権に争いがない場合、裁判になった場合、または当社が承諾している場合を除き、認められない。但し、顧客は反訴が同じ契約関係に基づく場合にのみ留置権を行使する権利を有する。

当社は正当な理由(顧客が支払条件に従わないと想定される理由、顧客の支払い能力の信用を低下させる可能性のある状況が判明した場合)がある場合、前払い金またはその他の担保を要求する権利を有する。

顧客が前払い金、またはその他の担保の支払いの要求に応じない場合、当社は合理的な猶予期間を設けた上で契約から離脱し、不履行による損害賠償を請求する権利を有する。

6. 納入期限について

納品期間は、注文確認書の発送をもって開始するものとし、顧客から提供される書類、承認と許可、および合意された頭金を受領する前に開始されることはない。

納品期限は、納品期限が満了するまでに、納入品が工場を出荷され、または発送準備の通知がなされた場合に、遵守されたものとみなされる。

顧客の不履行から生じる当社の権利は、影響を受けないままであるものとする。

納品期限は、当社の責によらない予期せぬ履行上の支障が生じた場合、例えば労働争議の枠組みにおける措置の場合、および当社の意思を超える不測の障害(材料、エネルギー、労働力、輸送能力の不足、生産の中断、交通の途絶、法令など)が発生した場合、その障害が生産もしくは納品、納品物に相当な影響を及ぼすことが証明される限り、適宜延長することができる。それは、その状況が下請け業者やサプライヤーに影響を与える場合にも適用される。当社は、前述の状況が遅延中に発生した場合、遅延が故意または重大な過失の結果としてもたらされたものでない限り、その責任を負わないものとする。納品期限の延長が当初、顧客と合意されていたとしても、当社は直ちに履行上の支障の程度を顧客に通知するものとする。

永続的に業績に影響を与える可能性がある場合、履行に支障がある場合、顧客が書面で定めた合理的な期間延長が実を結ばない限り、当社は契約の全部または一部を解除することができるものとする。

納品期間の遵守は、顧客が契約上の義務を履行することを条件とする。顧客の過失により納品または組立が遅れた場合、顧客はその費用を当社に賠償するものとする。結果が得られずに納品期限が切れた後、当社は納品物を手元に置き、さらに合理的な延長期間を定めた後に納品する権利を有するものとする。

7. リスク移転について

リスク(輸送および補償リスク)は、納品対象物が引渡し時、履行地以外の場所への引渡しによる販売の場合は、運送業者、運送を委託された個人または代理店への引渡し時に顧客に移転するものとする。配送の一部が行われた場合、または当社が他のサービス(配送料や配送など負担)を引き受けた場合でも、損失または損害のリスクは顧客に移るものとする。引渡しは、顧客が受け取

りの不履行だった場合、あるいは受け入れを拒否した場合にも同様に行われたものとする。個別のケースで別段の合意がない限り、輸送中の損害に対する保険は、顧客の要請と費用負担によってのみ加入するものとする。

8. 所有権の留保

当社は、支払い請求の全額が支払われるまで、納品対象物（予約製品）に対する所有権を保持する。

現在取引中の予約製品の価値が契約当初より 20%以上を上回る場合、当社は顧客の要求に応じて当社の裁量で、当社が権利を有する担保を適切な範囲で提示する義務を負う。

顧客は、所有権が当社に留保されている期間中、製品を責任持って取り扱う義務を負う。特に、製品の維持・点検作業が必要な場合、顧客の費用負担で定期的にこれを実施するものとする。顧客は所有権留保期間中に第三者が製品を使用した場合、または特に差し押さえの処置がなされた場合、その介入についての全てのデータを直ちに書面にて当社に通知しなければならない。そして、介入する第三者に対しては、製品に対する当社の権利について知らせる義務が生じる。また、製品の損傷や処分、紛失、さらに製品の所有者の名義変更、および顧客自身の住所の変更についても当社に報告する義務を負う。

顧客が義務の履行を怠った場合、または第三者による利用に対して必要かつ適切な措置を講じなかった場合に、当社が被った全ての費用を当社に賠償するものとする。当社は顧客が、第 8 条(4)に基づく開示義務に違反した場合、特に支払い遅延の場合、契約の撤回および製品返還の権利を有する。この場合に当社は、製品の引き取りを目的として、顧客の事業所に立ち入ることができる権利を有する。顧客の財務状況が著しく悪化し、当社に対しての支払いが危うくなるような状況が発生した場合も同様とする。また、契約を遵守することが合理的に期待できなくなった場合にも、製品の返還を要求することができる。

顧客は、通常の業務過程（所有権保持の合意）に基づいて製品を再販することができる。この慣習に沿った条件下で、かつ債務不履行がない限り、予約製品を販売することができる。ただし、転売によって生じた支払請求権は、本契約に従って当社に移転するものとする。顧客は予約製品をその他の方法で処分する権利を有しない。その他、顧客は、当社が唯一の所有者または共同所有者である限り、納品対象物または新たに作成された素材の前売りを前提とした処分、特に所有権の譲渡、質権の設定、所有権の移転などを控えるものとする。また、保管が安全かつ適切であることを確認し、盗難、火災、その他の物的損害に対して、自己の費用で保険に加入するものとする。当社は、何時でも、その義務が果たされていることを確認し、買主に対して必要な証拠を提出するよう要求することができる。

予約製品の再販による支払請求権は、即時、当社に譲渡される。これらの債権は予約製品と同程度に、当社の支払請求権を確保する目的で使用される。予約製品が顧客によって、当社が共有者である製品とともに販売された場合、転売によって生じる支払請求権は、予約製品の請求額と他の使用製品の請求額の適切な割合（共有持分の割合）で譲渡されるものとする。

予約製品が買手によってサービス契約の履行に使用される場合、サービス契約による支払請求はあらかじめ同額で当社に譲渡されるものとする。当社は、顧客が償還請求権なしの枠内で支払督促を売却した場合、その代行を行った代理人に対する支払督促を当社に譲渡するものとする。

予約製品の処理または加工は、BGB（ドイツ民法）第 950 条に規定される製造者の資格において、当社に代わって行われ、当社に義務を負わせることはない。

処理または加工された製品は、第 950 条の意味において予約製品とみなされる。顧客が予約製品を当社の所有物でない他の製品や材料と加工、組合せ、混合した場合、予約製品の請求額と他の使用製品の請求額の割合で、当社は共同所有権を持つ権利を有するものとする。

さらに、予約製品の請求額に相当する材料に関して、その権利を有する工業所有権を直ちに当社に譲渡し、当社のためにこれを無償で保管するものとする。当社の顧客が本契約またはサプライヤーとの他の契約から生じる義務を遵守しない場合、または、顧客の信用を低下させる状況が判明した場合、当社の要求に応じて、顧客は第三者の債務者名を報告する義務が生じ、また当社は顧客の所有権留保の対象となる製品の再販、並びに加工、加工、および他の製品との組み合わせや混合を取り消すことができるものとする。

9. 保障について

当社が書面で明確に指定した製品の特性のみが保証の範囲内であるとみなされる。

顧客は、品質または数量に間違いや異常がないかを直ちに検査し、当社に通知する必要がある。欠陥や不備がある場合、製品受領後 1 週間以内に具体的な不備の内容を書面で当社に通知するものとする。そうでない場合は、保証請求の対象から除外されることとする。

顧客は欠陥の具体的な内容、欠陥の発見時期、欠陥の通知の適時性についての立証責任を負うものとする。これが無い場合は、保証請求は除外されるものとする。尚、隠れた瑕疵は直ちに、遅くとも瑕疵の発見後 1 週間以内に当社に報告するものとする。正當かつ適時に欠陥が通知された場合、当社の保証義務として、当社の裁量そして選択により、まずは修理または交換の配送が行われる。

欠陥が製品のある場所で改善されない場合は、顧客は当社に瑕疵のある製品を配送するものとする。

この場合、当社の保証義務は、欠陥のある部品に関して履行されるものとする。修理した部品を顧客に返却した場合、または交換部品を提供した場合に、瑕疵の通知が正当であると証明される限り、当社はその費用を負担するものとする。保証の義務通知された欠陥が当社で確認できない場合、顧客は通知された欠陥を探すために当社が負担した費用を負担するものとする。

最終的に補完履行ができない場合、顧客は自らの判断で価格の引き下げを要求し、または契約から離脱することができる。

瑕疵が軽微な不具合のみの場合、顧客は契約を撤回する権利を有しないものとする。顧客が損害賠償を選択する場合、販売・引渡条件の第 10 条に定める責任制限が適用される。

顧客が当社に検証する機会（製品の同一性及び主張される欠陥を現地で検査する）を与えない場合、すべての保証請求が失効するものとする。

保証期間は製品到着後 1 年間とする。欠陥のある部品は、修正作業の完了から 1 年間とする。本条による保証期間は、追加履行期間中は停止されるものとする。

1 年間の保証期間は、当社による故意または重過失による義務違反があった場合、および当社に起因する人身傷害および健康被害があった場合、または顧客の生命危険があった場合には適用されない。ただし、ドイツ製造物責任法（PL 法）に基づく当社の責任は、この影響を受けないものとする。

10. 責任制限について

重要ではない契約上の義務に対する軽度の過失による違反があった場合、当社は、当社自身の過失または当社代理人の過失に対して責任を負わないものとする。

重要ではない契約上の義務に対する重度の過失による違反があった場合、当社の責任は予見可能な、あるいはその契約に一般的に起こりえる損害に限定される。ただし、それは受注金額を超えないものとする。

前述の責任の免除または制限は、製造物責任に対する顧客の請求や、特に一般の保証やそれを上回るリスクの引き受けに関して厳格な責任が明確に契約に規定されている場合には適用されないものとします。これは生命、身体、健康への損害にも適用されないものとする。

11. 賠償責任の制限について

顧客による契約の不履行があった場合、当社は以下の請求を行う権利を有するものとする。

当社が請求した価格の 15%が、契約上の違約金として請求される。当社は、さらなる損害賠償を請求する権利を持つ。

顧客は、当社が損害を被らなかつたこと、または一時金相当額の損害が発生しなかつたことを証明する権利を有するものとする。

12. 顧客による注文のキャンセルの場合の費用弁償について

顧客により契約が解除された場合、当社は注文金額の一律 25%をキャンセル料金として請求できるものとする。

なお、当社は上記以上の出費があった場合、その費用の証明により、追加請求する権利を有します。

顧客は、当社が一律のキャンセル料金分を負担していない、あるいは全額は負担していないことを証明する権利を留保する。。

13. 試運転について

組み立て費用が価格に含まれている場合、顧客は常に、製品を設置するためのすべての技術的要件を自身の費用で行うものとする。これには特に、電線の敷設と接続、必要なスイッチと光源、給排水ライン、圧縮空気ラインとその他の必要なメディア関係の接続を含める。設置場所において試運転に必要な機械基礎（重量に耐える床）などの構造条件を整備する事も同様に含まれる。したがって、製品を設置するためのすべての前提条件を準備および維持するのは、顧客の単独の責任のもとに行われる。

据付作業員とそれに付随する当社の日当（旅費、宿泊費、食事代を含む）は顧客が負担する。

別途、明記された場合を除き、組み立てや試運転を中断することなく行うサービスの提供は、システム全体が注文された場合にのみに価格に含まれる。

尚、顧客の責に帰すべき事由により組立が遅延した場合、当社はその責任を負わないものとする。当社が負担する追加費用、および組み立て担当者の待機時間、据付作業員の離脱は、適用されるレートで顧客によって別途報酬が支払われるものとする。

当社が提供するサービスのうち、明確に契約に含まれないものについても、顧客の負担となる。これには、契約外に発生した工賃および材料費（その時点の組立費用ガイドラインに従った料金）が含まれ、顧客に別途、請求される。

14. 適用法令（管轄権）

当社と顧客との間のすべての法的関係にはドイツ連邦共和国の法律が適用される。国連販売法の規定は適用されない。

交渉のための言語は、英語かドイツ語とする。

当社と顧客の間の法律関係から生じるあらゆる法的訴訟の専属的合意管轄は、当社のドイツ連邦共和国の所轄裁判所とする。

これは顧客がドイツ国内に通常の管轄地を持たない場合、契約締結後に居住地または常居所をドイツ国内領域外に変更した場合、または訴訟が提起された時点で居住地または常居所が不明であった場合にも適用される。

本約款を含む顧客との契約のいずれかの条項が無効または部分的に実行不可能となった場合であっても、他の条項には影響しないものとする。

経済的に有効かつまたは実行可能であり、無効な規定の内容および目的に最も近い別の規定が、無効または部分的に実行不可能な規定に取って代わるものとする。

(制定日) 2008年08月01日

(最終改訂日) 2023年08月04日

以上

住所 : Münchener Str. 101 - Gebäude 38 D - 85737 Ismaning

社名 : ISAR GETRIEBETECHNIK GMBH & CO. KG

代表取締役 : Dr.-Ing. Albert Wimmer

Tel : +49 89 1276688 0 (ドイツ)

Eメールアドレス : info@isargears.jp